

第109期 中間決算公告

平成23年11月28日

福島市大町3番25号
株式会社東邦銀行
取締役頭取 北村清士

第109期中(平成23年9月30日現在)中間貸借対照表

(単位:百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|--------|-----------|--------------|-----------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 現金預け金 | 48,799 | 預金 | 3,270,057 |
| コ－ル口－ン | 210,526 | 譲渡性預金 | 198,876 |
| 買入金銭債権 | 4,496 | 借入金 | 20,036 |
| 商品有価証券 | 477 | 外国為替 | 261 |
| 金銭の信託 | 29,232 | その他負債 | 11,040 |
| 有価証券 | 1,063,498 | 未払法人税等 | 1,577 |
| 貸出金 | 2,263,224 | リース債務 | 440 |
| 外国為替 | 1,225 | 資産除去債務 | 73 |
| その他資産 | 9,505 | その他の負債 | 8,949 |
| 有形固定資産 | 35,243 | 退職給付引当金 | 10,190 |
| 無形固定資産 | 2,774 | 役員退職慰労引当金 | 350 |
| 繰延税金資産 | 12,883 | 睡眠預金払戻損失引当金 | 155 |
| 支払承諾見返 | 4,535 | 偶発損失引当金 | 285 |
| 貸倒引当金 | 24,552 | ポイント引当金 | 71 |
| | | 災害損失引当金 | 93 |
| | | 再評価に係る繰延税金負債 | 4,307 |
| | | 支払承諾 | 4,535 |
| | | 負債の部合計 | 3,520,264 |
| | | (純資産の部) | |
| | | 資本金 | 23,519 |
| | | 資本剰余金 | 13,653 |
| | | 資本準備金 | 13,653 |
| | | 利益剰余金 | 101,888 |
| | | 利益準備金 | 9,156 |
| | | その他利益剰余金 | 92,731 |
| | | 別途積立金 | 88,600 |
| | | 繰越利益剰余金 | 4,131 |
| | | 自己株式 | 712 |
| | | 株主資本合計 | 138,348 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 3,057 |
| | | 土地再評価差額金 | 199 |
| | | 評価・換算差額等合計 | 3,257 |
| | | 純資産の部合計 | 141,606 |
| 資産の部合計 | 3,661,870 | 負債及び純資産の部合計 | 3,661,870 |

第109期中 (平成23年 4月 1日から
平成23年 9月 30日まで) 中間損益計算書

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 |
|-----------------------|--------|
| 経 常 収 益 | 29,757 |
| 資 金 運 用 収 益 | 21,993 |
| (うち貸出金利息) | 16,916 |
| (うち有価証券利息配当金) | 4,928 |
| 役 務 取 引 等 収 益 | 5,077 |
| そ の 他 業 務 収 益 | 1,671 |
| そ の 他 経 常 収 益 | 1,015 |
| 経 常 費 用 | 25,514 |
| 資 金 調 達 費 用 | 1,441 |
| (うち預金利息) | 1,210 |
| 役 務 取 引 等 費 用 | 2,478 |
| そ の 他 業 務 費 用 | 34 |
| 営 業 経 費 | 18,203 |
| そ の 他 経 常 費 用 | 3,357 |
| 経 常 利 益 | 4,242 |
| 特 別 損 失 | 104 |
| 税 引 前 中 間 純 利 益 | 4,138 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 1,589 |
| 法 人 税 等 調 整 額 | 112 |
| 法 人 税 等 合 計 | 1,476 |
| 中 間 純 利 益 | 2,661 |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
 - (2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記1.及び2.(1)と同じ方法により行っております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
有形固定資産は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。

| | |
|-----|--------|
| 建 物 | 2年～40年 |
| その他 | 2年～20年 |
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
 - (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
5. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している先に係る債権及びそれと同等の状況にある先の債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる先の債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
ただし、東日本大震災の影響により、債務者の実態把握や担保物件の確認等が困難な債権については、信用リスクを考慮した簡便な方法により引当を行っております。

- (2) 退職給付引当金
退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。
また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。
過去勤務債務 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(3年)による定額法により費用処理
数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌期から費用処理
- (3) 役員退職慰労引当金
役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。
- (4) 睡眠預金払戻損失引当金
睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの将来の払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。
- (5) 偶発損失引当金
偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失の見積額を計上しております。
- (6) ポイント引当金
ポイント引当金は、当行が発行するクレジットカードの利用により付与したポイントが、将来利用された場合の負担に備え、将来利用される見込額を合理的に見積り、必要と認められる額を計上しております。
- (7) 災害損失引当金
東日本大震災により被災した資産の原状回復費用及び撤去費用等に備えるため、当中間期間における見積額を計上しております。
6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7. リース取引の処理方法
所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
8. ヘッジ会計の方法
金利リスク・ヘッジ
金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、金利スワップの特例処理によっております。
9. 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税(以下消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

追加情報

当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。なお、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)に基づき、当中間会計期間の「償却債権取立益」は「その他経常収益」に計上しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額 10 百万円
2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「有価証券」の中の国債に 20,577 百万円含まれております。
3. 貸出金のうち、破綻先債権額は 5,144 百万円、延滞債権額は 51,640 百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和 40 年政令第 97 号)第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
4. 貸出金のうち、3 ヶ月以上延滞債権額は 141 百万円であります。
なお、3 ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 3,732 百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。
6. 破綻先債権額、延滞債権額、3 ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 60,659 百万円であります。
なお、3. から 6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 7,762 百万円であります。
8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

| | | |
|-------------|------|------------|
| 担保に供している資産 | 有価証券 | 4,053 百万円 |
| 担保資産に対応する債務 | 預金 | 27,636 百万円 |

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券 98,230 百万円を差し入れております。
また、その他資産のうち保証金は 870 百万円であります。
9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は 648,026 百万円であります。このうち原契約期間が 1 年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが 633,942 百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。
また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成 12 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 1 号に定める地価公示法の規定により公示された価格（一部は同条第 2 号に定める国土利用計画法施行令に規定する基準地について判定された標準価格）に基づいて、奥行価格補正、時点修正等合理的な調整を行って算出する方法と、同条第 5 号に定める不動産鑑定士による鑑定評価を併用。

11. 有形固定資産の減価償却累計額 48,819 百万円
12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 15,000 百万円が含まれております。
13. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する当行の保証債務の額は 21,226 百万円であります。
14. 銀行法施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 3 号ロ(10)に規定する単体自己資本比率 10.95%

（中間損益計算書関係）

1. 「その他経常収益」には、償却債権取立益 294 百万円を含んでおります。
2. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額 932 百万円、株式等売却損 799 百万円及び株式等償却 1,205 百万円を含んでおります。
3. 当中間会計期間において、使用方法の変更や地価の大幅な下落等により投資額の回収が見込めなくなった以下の資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額 40 百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

| 地域 | 用途 | 種類 | 減損損失額 (百万円) |
|------|------|-----|----------------|
| 福島県内 | 社宅 | 建物等 | 6 |
| | 遊休資産 | 土地 | 33 |
| 計 | | | 40 |

減損損失における資産のグルーピングは、収益管理上の最小区分である営業店単位(ただし収支関係が相互補完的である営業店グループは、当該グループ単位)で行っております。

また、遊休資産については、各々独立した単位として取り扱っております。

当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しております。正味売却価額は、主として不動産鑑定評価額に基づき、重要性が乏しい不動産については、路線価など市場価格を適切に反映している指標に基づいて算定した価額から処分費用見込額を控除して算定しております。

(有価証券関係)

中間貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」が含まれております。以下4.まで同様であります。

1. 満期保有目的の債券 (平成23年9月30日現在)

| | 種類 | 中間貸借対照表計上額 (百万円) | 時 価 (百万円) | 差 額 (百万円) |
|------------------------------|-----|---------------------|--------------|--------------|
| 時価が中間貸借 対照表計上額を 超えるもの | 国債 | 17,300 | 17,699 | 398 |
| | 地方債 | | | |
| | 社債 | | | |
| | その他 | | | |
| | 小計 | 17,300 | 17,699 | 398 |
| 時価が中間貸借 対照表計上額を 超えないもの | 国債 | | | |
| | 地方債 | | | |
| | 社債 | | | |
| | その他 | | | |
| | 小計 | | | |
| 合計 | | 17,300 | 17,699 | 398 |

2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 (平成23年9月30日現在)

| | 中間貸借対照表計上額 (百万円) | 時 価 (百万円) | 差 額 (百万円) |
|------------|---------------------|--------------|--------------|
| 子会社・子法人等株式 | | | |
| 関連法人等株式 | | | |
| 合計 | | | |

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

| | 中間貸借対照表計上額 (百万円) |
|------------|---------------------|
| 子会社・子法人等株式 | 1 |
| 関連法人等株式 | 9 |
| 合計 | 10 |

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」に含めておりません。

3. その他有価証券（平成23年9月30日現在）

| | 種類 | 中間貸借対照表計上額 （百万円） | 取得原価 （百万円） | 差 額 （百万円） |
|------------------------------------|-----|---------------------|---------------|--------------|
| 中間貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの | 株式 | 12,039 | 9,217 | 2,821 |
| | 債券 | 871,633 | 860,428 | 11,204 |
| | 国債 | 583,594 | 577,130 | 6,463 |
| | 地方債 | 101,933 | 100,519 | 1,414 |
| | 社債 | 186,104 | 182,778 | 3,326 |
| | その他 | 32,696 | 32,298 | 397 |
| | 小計 | 916,368 | 901,944 | 14,423 |
| 中間貸借対照表 計上額が取得原 価を超えないも の | 株式 | 17,985 | 23,605 | 5,620 |
| | 債券 | 61,571 | 61,784 | 212 |
| | 国債 | 21,819 | 21,856 | 36 |
| | 地方債 | 10,727 | 10,743 | 16 |
| | 社債 | 29,025 | 29,185 | 160 |
| | その他 | 48,695 | 51,695 | 3,000 |
| | 小計 | 128,252 | 137,086 | 8,833 |
| 合計 | | 1,044,621 | 1,039,030 | 5,590 |

（注）時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

| | 中間貸借対照表計上額 （百万円） |
|-----|---------------------|
| 株式 | 1,484 |
| その他 | 81 |
| 合計 | 1,565 |

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

4. 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間期における減損処理額は、1,171百万円（うち、株式1,171百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、個々の銘柄について中間期末日における時価が取得原価に比べて50%以上下落している場合、及び30%以上50%未満の下落率の場合で発行会社の業況や過去一定期間の時価の推移等を考慮し、時価の回復可能性が認められない場合であります。

（金銭の信託関係）

その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成23年9月30日現在）

| | 中間貸借対照 表計上額 （百万円） | 取得原価 （百万円） | 差額 （百万円） | うち中間貸借 対照表計上額 が取得原価を 超えるもの （百万円） | うち中間貸借 対照表計上額 が取得原価を 超えないもの （百万円） |
|-----------|-------------------------|---------------|-------------|--|---|
| その他の金銭の信託 | 4,111 | 4,111 | - | - | - |

（注）「うち中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

| | |
|--------------------------|------------------|
| 繰延税金資産 | |
| 貸倒引当金 | 7,798 百万円 |
| 退職給付引当金 | 4,078 |
| 土地再評価差額金 | 2,503 |
| 減価償却損金算入限度超過額 | 1,549 |
| その他 | <u>4,116</u> |
| 繰延税金資産小計 | 20,047 |
| 評価性引当額 | <u>4,589</u> |
| 繰延税金資産合計 | 15,457 |
| 繰延税金負債 | |
| 土地再評価差額金 | 4,307 |
| その他有価証券評価差額金 | 2,532 |
| その他 | <u>42</u> |
| 繰延税金負債合計 | 6,882 |
| 繰延税金資産(負債)の純額 | <u>8,575</u> 百万円 |
| 貸借対照表における表示は以下のとおりであります。 | |
| 繰延税金資産 | 12,883 百万円 |
| 再評価に係る繰延税金負債 | 4,307 百万円 |

(1株あたり情報)

1株当たりの純資産額 559円40銭

1株当たり中間純利益金額 10円53銭

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。